

別紙第 2 勸 告

本委員会は、報告に述べた見解に基づき、職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号）を次のとおり改正するよう勧告する。

1 改定の内容

(1) 管理職手当

管理職手当の月額を、職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えてはならないこと。

(2) 扶養手当

配偶者以外の扶養親族に係る手当の月額（職員に扶養親族でない配偶者があつた場合又は職員に配偶者がない場合の1人に係る手当の月額を除く。）を各1人につき6,000円とすること。

2 改定の実施時期等

この改定は、平成19年4月1日から実施すること。

また、管理職手当の改定に伴い、国に準じて、所要の経過措置を講ずること。